

グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会殿認定グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画の変更申請書

2022年 2月 2日

(新申請者) スマートエコエナジー株式会社  
代表取締役 高井裕之

(現申請者) グリーナ株式会社  
代表取締役 伊藤 敦

認定グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画の申請内容の変更について、下記の通り申請いたします。

認定グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画の概要

認定番号	16-B1-001	認定年月日	2016年8月31日
発電種別	バイオマス発電(鶏糞、バガス等)		
計画名	バイオマス発電によるグリーン電力を使用したCO <sub>2</sub> 削減計画		
申請者	グリーナ株式会社		
発電所名	南九州バイオマス宮之城発電所		
発電所所在地	鹿児島県薩摩郡		
設備容量	1,950 kW		
検証機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

申請内容 (該当する項目に○をつける)

1. 届出内容の変更 2. 認定の廃止 (廃止日: 年 月 日)

変更対象項目	変更前	変更後
申請者	グリーナ株式会社	スマートエコエナジー株式会社

## 提出資料

(計画認定時に提出された申請資料のうち変更となる項目を含む資料名を記入の上、当該資料を添付すること)

## 変更理由

(変更の経緯を含め詳細理由を記載すること。また、内容変更年月日、誤りを確認した年月日を併せて記載すること。)  
2022年2月1日付でグリーンエネルギー証書システムにおける証書発行事業者が変更になったため。

※申請者を変更する場合には、押印欄を追加して 新旧の申請者名記載し、捺印すること

以上

# 検証結果報告書

2022年 2月 2日

グリーナ株式会社

代表取締役 伊藤 敦 殿

(東京都千代田区神田須田町1-25

JR 神田万世橋ビル

(名称) 一般財団法人 日本品質保証機構

理事 浅田 純男

印



一般財団法人 日本品質保証機構は、グリーナ株式会社が作成した「認定グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画の変更申請書」(排出削減事業の名称:バイオマス発電によるグリーン電力を使用したCO<sub>2</sub>削減計画)について、「グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度運営規則」に基づいて独立の立場から検証を行った結果、別添「検証結果概要書」のとおり、全ての点において適正であると認めます。

# 検証結果概要書

一般財団法人 日本品質保証機構

## 1. グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画の概要

グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減計画名	バイオマス発電によるグリーン電力を使用したCO <sub>2</sub> 削減計画
グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減計画申請者名	グリーンナ株式会社
事業実施場所	鹿児島県薩摩郡
事業の概要	南九州バイオマス宮之城発電所
グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量の計画	計画変更段階では保有予定者名は全て未定。
事業期間	計画変更日～
方法論	P003-1 バイオマス発電(鶏糞、バガス等)

## 2. 検証結果

○認定済みグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画の名義変更。

認定番号 16-B1-001 認定日 2016年8月31日

○2022年2月1日付にてグリーンエネルギー認証制度における証書発行事業者が変更。

変更先事業者 スマートエコエナジー株式会社 変更日 2022年2月1日

○認定済みグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画においての証書発行事業者以外の変更はなく、方法論等は従来通りである。

## 3. 実施した検証手続の概要

事業が日本国内で実施されること	(検証対象外)
方法論で定める要件を満たすグリーンエネルギーで構成されていること	(検証対象外)
方法論に基づいて実施されること	(検証対象外)
計画に掲げられた全てのグ	(検証対象外)

<p>リーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減事業が、J-クレジット制度及び非化石価値取引市場に登録されていないこと</p>	
<p>グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切に運営・管理がなされるものであること</p>	<p>(検証対象外)</p>
<p>グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画に基づく事業の適切かつ円滑な実施のために必要となる情報を、記録・管理することとされていること</p>	<p>(検証対象外)</p>
<p>上記の記録・管理方法及び体制を示す文書（グリーンエネルギー運営・管理計画）が作成されていること</p>	<p>(検証対象外)</p>
<p>グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量の配分予定先を示す文書（グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量配分計画）が作成されていること</p>	<p>(検証対象外)</p>

制度管理者

グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会 御中

グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度利用に伴う誓約書

2022年2月2日

(申請者) 東京都中央区京橋二丁目16番1号  
          スマートエコエナジー株式会社  
(役職) 代表取締役 高井裕之  
(代表者氏名) 印



グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度利用約款の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約いたします。

## グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度利用約款

### (本約款の目的)

第1条 本約款は、第2条第3項に定める基本文書に基づき、同条第1項に定める制度利用者と同条第2項に定める制度管理者との関係を規定するものである。

### (定義)

第2条 本約款において、制度利用者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- 一 グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画認定申請者及びグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証申請者
- 二 検証機関
- 三 前二号に掲げる者のほかグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度管理システムにおける保有口座開設者

2 本約款において、制度管理者とは経済産業省及び環境省をいう。

3 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める規則、規程、規約及びその他の文書を意味する。

- 一 グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度運営規則
- 二 グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会により制定される文書

4 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

### (制度利用における事項に関する合意)

第3条 制度利用者は、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認の上、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改廃等があった場合には、当該変更、改廃が施行される日以降（ただし、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に）、その内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、制度利用者は、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度を利用するにあたり、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度における評価の対象となったグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量が、他の類似制度において二重に評価される事態（以下「ダブルカウント」という。）を回避するために、以下の事項に合意する。

- 一 グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度を認証又は償却する際は、ダブルカウントを避けるための所要の措置を講ずること。
- 二 ダブルカウントが生じていることを制度管理者が把握した場合は、制度利用者に対してダブルカウントを是正する以下の措置を40営業日以内に講ずることを求めることができる。

ダブルカウントが発覚した場合には、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度又は他の類似制度に基づき発行される温室効果ガス排出削減量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により取消（無効化）する。かかる方法が困難である場合は、償却（無効化）されていないグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量を調達したうえで、これを償却する。
- 三 前号にもかかわらず、40営業日以内に是正措置が履行されなかった場合、制度管理者は当該制度利用者の氏名等を公表するとともに、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量を調達の上、償却を行うことができる。当該制度利用者はこれに要した一切の費用を制度管理者に補償しなければならない。

#### （個人情報）

- 第4条 制度管理者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。
- 2 制度利用者は、制度管理者が、当事業に必要な範囲で、制度利用者の個人情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

#### （基本文書に違反した場合の措置等）

- 第5条 制度管理者は、制度利用者が本約款及び基本文書に違反した場合又は本約款及び基本文書を遵守するのが困難であると認める場合は、当該制度利用者に関与するグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減計画の認定を抹消することができる。また、制度管理者は、当該制度利用者が事象発生以降に新たにグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量の保有・移転・償却を行うことを拒否することができる。

#### （免責事項）

- 第6条 グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度上の申請、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度の移転等、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度の利用に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度の利用によりいかなる損失が生じても、制度管理者及びグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>

削減相当量認証委員会は責任を負わず、制度利用者は、制度管理者及びグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第7条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款等を制定又は改訂したときは、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度のホームページ上にすみやかに記載する。

2 本約款等に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第8条 グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度は、制度管理者の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、資源エネルギー庁のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても制度管理者及びグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会は一切責任を負わない。

(本制度からの離脱)

第9条 制度利用者は、制度管理者との協議の上合意した場合には本制度から離脱することができる。

2 制度利用者は、前項に基づく本制度からの離脱以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、2012年1月17日から施行する。